

○国土交通省告示第三百十九号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十一年三月八日

国土交通大臣 石井 啓一

移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示の一部を改正する告示

移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	(ノンステップバスの基準) 第一条 移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成二十三年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第一号。以下「基本方針」という。） 一 2（2）②において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスは、乗合バス車両のうち、次の基準を満たすものをいう。 一 乗合バス車両の構造及び設備が移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号。以下「公共交通移動等円滑化基準省令」という。）第三十七条から第四十二条までの基準に適合するものであること。 二 乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないこと。 2 基本方針一 2（2）③において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスは、貸切バス車両のうち、次の基準を満たすものをいう。 一 貸切バス車両の構造及び設備が公共交通移動等円滑化基準省令第三十八条第一項及び第四十条第二項並びに同令第四十三条の二において準用する同令第三章第三節（第三十八条第一項、第三十九条第五号及び第六号、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第三項並びに第四十三条を除く。）の基準に適合するものであること。 二 乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないこと。 (リフト付きバスの基準) 第二条 基本方針一 2（2）②において移動等円滑化の目標が定められているリフト付きバスは、乗合バス車両のうち、次の基準を満たすものをいう。
改正前	(ノンステップバスの基準) 第一条 移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成二十三年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第一号。以下「基本方針」という。） 一 2（2）②において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスは、バス車両のうち、次の基準を満たすものをいう。 一 バス車両の構造及び設備が移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号。以下「公共交通移動等円滑化基準省令」という。）第三十七条から第四十二条までの基準に適合するものであること。 二 乗降口から車いすを固定することができる設備までの通路に段がないこと。 (新設) 第二条 基本方針一 2（2）②において移動等円滑化の目標が定められているリフト付きバスは、バス車両のうち、次の基準を満たすものをいう。

一 乗合バス車両の構造及び設備が公共交通移動等円滑化基準省令第三十七条第一項、第三十八条第二項及び第四十二条の基準に適合するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準省令第四十三条第一項の認定を受けていること。

三 車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えていること。

2|| 基本方針一 2 (2) ③において移動等円滑化の目標が定められているリフト付きバスは、貸切バス車両のうち、次の基準を満たすものをいう。

一 貸切バス車両の構造及び設備が公共交通移動等円滑化基準省令第四十三条の二において準用する同令第三章第三節(第三十八条第一項、第三十九条第五号及び第六号、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第三項並びに第四十三条を除く。)の基準に適合するものであること。

二 車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えていること。

(スロープ付きバスの基準)

第三条 基本方針一 2 (2) ②において移動等円滑化の目標が定められているスロープ付きバスは、乗合バス車両のうち、次の基準を満たすものをいう。

一 乗合バス車両の構造及び設備が公共交通移動等円滑化基準省令第三十七条第一項、第三十八条第二項及び第四十二条の基準に適合するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準省令第四十三条第一項の認定を受けていること。

三 車椅子を使用したまま円滑に乗降するためのスロープ板その他の傾斜路を設ける設備を備えていること。

2|| 基本方針一 2 (2) ③において移動等円滑化の目標が定められてい

一 バス車両の構造及び設備が公共交通移動等円滑化基準省令第三十七条第一項、第三十八条第二項及び第四十二条の基準に適合するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準省令第四十三条第一項の認定を受けていること。

三 車いすを使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えていること。

(新設)

(スロープ付きバスの基準)

第三条 基本方針一 2 (2) ②において移動等円滑化の目標が定められているスロープ付きバスは、バス車両のうち、次の基準を満たすものをいう。

一 バス車両の構造及び設備が公共交通移動等円滑化基準省令第三十七条第一項、第三十八条第二項及び第四十二条の基準に適合するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準省令第四十三条第一項の認定を受けていること。

三 車いすを使用したまま円滑に乗降するためのスロープ板その他の傾斜路を設ける設備を備えていること。

(新設)

るスロープ付きバスは、貸切バス車両のうち、次の基準を満たすものをいう。

一 貸切バス車両の構造及び設備が公共交通移動等円滑化基準省令第四十三条の二において準用する同令第三章第三節（第三十八条第一項、第三十九条第五号及び第六号、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第三項並びに第四十三条を除く。）の基準に適合するものであること。

二 車椅子を使用したまま円滑に乗降するためのスロープ板その他の傾斜路を設ける設備を備えていること。

（バリアフリー性能の優れたユニバーサルデザインタクシーの認定）

第四条 国土交通大臣は、申請により、基本方針一2（2）④において移動等円滑化の目標が定められている福祉タクシーのうち、高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものを認定するものとする。

2 前項の認定の対象とする自動車は、公共交通移動等円滑化基準省令第四十五条第一項の基準に適合するものとする。

3 第一項の認定に関する手続、基準その他必要な事項は、別に定めるところによる。

（バリアフリー性能の優れたユニバーサルデザインタクシーの認定）

第四条 国土交通大臣は、申請により、基本方針一2（2）③において移動等円滑化の目標が定められている福祉タクシーのうち、高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものを認定するものとする。

2 前項の認定の対象とする自動車は、公共交通移動等円滑化基準省令第四十五条第一項の基準に適合するものとする。

3 第一項の認定に関する手続、基準その他必要な事項は、別に定めるところによる。

附 則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。